

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号： 第 19842 号

名 称：アファーム乳剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」に次の事項を追加し、【変更後】のとおりとする。

(追加事項)

- 1) 作物名「キャベツ」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- 2) 作物名「はくさい」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- 3) 作物名「ブロッコリー」の希釈倍数「2000倍」に適用病害虫「ハスモンヨトウ」を追加する。
- 4) 作物名「ブロッコリー」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- 5) 作物名「にんじん」の希釈倍数「2000倍」に適用病害虫「ホモノハダニ、ハスモンヨトウ」を追加する。
- 6) 作物名「非結球あぶらな科葉菜類(のざわな、チンゲンサイ、こまつなを除く)」を「非結球あぶらな科葉菜類(なばな類、のざわな、チンゲンサイ、こまつなを除く)」に変更する。

【変更後】(変更に関する作物についてのみ抜粋)

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用 液量	使用 時期	本剤の 使用回 数	使用方法	エマメクチン 安息香酸塩を 含む農薬の総 使用回数
キャベツ	コナガ アオムシ ヨトウムシ タマナギンウワバ ハスモンヨトウ ハイマダラノメイガ	1000～ 2000 倍	100～ 300L/10a	収穫前 日まで	3 回以 内	散布	3 回以内
		4 倍	0.8L/10a			無人航空機 による散布	
		8 倍	1.6L/10a				
		16 倍	3.2L/10a				
はくさい	コナガ アオムシ ヨトウムシ	1000～ 2000 倍	100～ 300L/10a	収穫 7 日前 まで		散布	
		4 倍	0.8L/10a			無人航空機 による散布	
		8 倍	1.6L/10a				
		16 倍	3.2L/10a				
ブロッコリ ー	コナガ アオムシ ヨトウムシ オオタバコガ ハスモンヨトウ	1000～ 2000 倍	100～ 300L/10a	収穫 3 日前 まで	散布		
		2000 倍					
	コナガ アオムシ ヨトウムシ オオタバコガ ハスモンヨトウ	4 倍	0.8L/10a		無人航空機 による散布		
		8 倍	1.6L/10a				
16 倍	3.2L/10a						
にんじん	ハモグリバエ類 ホモノハダニ ハスモンヨトウ	2000 倍		収穫前 日まで	3 回以 内	散布	3 回以内
非結球あぶ らな科葉菜 類 (なばな 類、のざわ な、チンゲン サイ、こまつ なを除く)	アオムシ コナガ ヨトウムシ ハスモンヨトウ ハモグリバエ類 アザミウマ類 ハイマダラノメイガ	1000～ 2000 倍	100～ 300L/10a	収穫 7 日前ま で			

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容農薬登録申請書第8項に次の事項を追加・変更し、以降を順次繰り下げ、【変更後】のとおりとする。

【追加・変更事項】

- 2) 過度の連用をさけ、可能な限り作用性の異なる薬剤やその他防除手段を組み合わせ使用すること。
- 3) ミツバチ及びマルハナバチ等に対して影響があるので、以下のことに注意すること。
- ①ミツバチ及びマルハナバチ等の巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
- 4) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
- ①散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ②散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④散布液が池、河川などに入らないように注意すること。
- 6) 本剤は自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- 7) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、普及指導センター、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- 1) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 2) 過度の連用をさけ、可能な限り作用性の異なる薬剤やその他の防除手段を組み合わせ使用すること。
- 3) ミツバチ及びマルハナバチ等に対して影響があるので、以下のことに注意すること。
- ①ミツバチ及びマルハナバチ等の巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ②受粉促進を目的としてミツバチ及びマルハナバチ等を放飼中の施設や果樹園などでは、散布直後から1日後まではハチを移動させるか巣門を閉じること。
 - ③関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 4) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
- ①散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ②散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④散布液が池、河川などに入らないように注意すること。

- 5) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 6) 本剤は自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- 7) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、普及指導センター、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。